

(事業の目的及び運営の方針)

第1条 事業所の目的及び運営方針は、次のとおりとする。

1 目的

きらり健康生活協同組合が開設する老人保健施設にじのまち（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。当事業の従業者は、要介護状態、若しくは要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対して、介護保険法令の主旨に従って、通所若しくは介護予防通所リハビリテーション計画を作成・実施し、利用者の介護予防及び、心身・生活機能の維持・向上を目的とする。

2 運営方針

- ① 指定通所リハビリテーションの提供にあたって、当事業の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者の心身の機能の維持・回復を図ると共に、利用者の有する能力に応じた自立した生活がおくれるよう、理学療法及び作業療法、その他の必要なりハビリテーション計画を作成・実施する。
- ② 指定介護予防リハビリテーションの提供にあたって、当事業の従業者は、要支援状態にある利用者が在宅において、可能な限り自立した日常生活がおくれるよう、理学療法・作業療法及びその他の必要なりハビリテーション計画を作成・実施し、利用者の介護予防及び、心身・生活機能の維持・向上に努める
- ③ 当事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(従業者の種類・員数及び職務内容)

第2条 当事業の従業者の職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 当施設の従業者の職種、員数は、法令の定めるところによる。

指定通所リハビリテーション

職名	員数
医師	1 以上
理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 又は看護職員若しくは介護職員	4 以上
上記のうち、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	1 以上

指定介護予防通所リハビリテーション

職名	員数
医師	1 以上
理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 又は看護職員若しくは介護職員	2 以上
上記のうち、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	1 以上

2 職務内容

従業者は、医師と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し、指導を行う。

(営業日、営業時間及びサービス提供時間)

第3条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日とする。
ただし、国民の祝日と夏期・年末年始（日程は事業所が定める期間）を除く。

- 2 営業時間 月曜日から土曜日 午前9時から午後5時

- 3 サービス提供時間

指定通所リハビリテーション

提供時間	月	火	水	木	金	土
9：45～15：45	●	●	●		●	●
9：45～13：45				●		

(指定（介護予防）通所リハビリテーションの利用定員)

第4条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

(指定通所リハビリテーションの利用定員)

月・火・水・木・金・土曜日・・・40名

(指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員)

月・火・水・金曜日・・・午前18名 午後18名

木曜日・・・24名

土曜日・・・午前18名

(指定（介護予防）通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額)

第5条 事業所の内容及び利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

- 1 通所リハビリテーションの内容

当事業においては、在宅における生活の継続を目指し、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額

- ① 介護報酬の告示上、法定代理受領分は、利用者の収入等により介護報酬の1割～3割負担とし、法定代理受領分以外は介護報酬の告示上の額とする。
- ② その他の費用の額については次のとおりとする。
- ・食事代（昼食代） 580円 当日の利用キャンセルの場合、昼食代は別途利用者負担となる。
 - ・日用消耗品 100円
 - ・オムツ・パット代等 別途利用者負担となる。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の実施地域は、福島市とする。

実施地域外のサービス提供を行う場合は 1kmあたり25円の交通費を徴収する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第7条 当事業の利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- ・ 事故防止のため、利用中の一人での外出は行わない。紛失・破損防止のため、私物の預かりは行わない。
- ・ 事故・紛失防止のため、現金や貴重品の持参はしない。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ・ 利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止する。
- ・ 火気の取り扱いは禁止とし、敷地内は禁煙とする。
- ・ 利用者の過失により、事業所内の設備・備品等に損害を与えた場合は、利用者負担で原状回復する。
- ・ 体調に不安がある場合や利用者・家族に感染症の罹患及び感染症の疑いがある場合は、利用前に相談する。
- ・ 参加中は、緊急時を除いて医療機関の受診は出来ない。
- ・ 急激な体調変化や転倒等、自宅でも起こり得る様々な危険性が利用中にも伴うことを理解する。

(個人情報の取扱いに関する事項)

第8条 当事業の個人情報の取扱いに関する事項は次のとおりとする。

- 1 当事業の従業者は、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。また、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 2 個人情報の取り扱いについては、きらり健康生活協同組合「個人情報保護」基本方針及び関係法令及び厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いを行う。

(防火管理・非常災害対策)

第9条 事業所の防火管理・非常災害対策は次のとおりとする。

- 1 防火管理及び、風水害や地震等の非常災害に関する具体的な計画を立てるとともに、避難・救出、その他の必要な訓練を定期的に行う。
- 2 防火管理に関する設備点検は、契約保守業者に依頼し、常に有効に保持するよう努める。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等防止のために次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための指針を整備し、虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、従業員に対する研修を定期的を実施するための担当者を設置する。
- 2 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
当事業の従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる、利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。
- 3 その他、虐待防止のために必要な措置
原則として利用者に対し身体拘束は行わない。ただし、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ず、身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療記録に記載する。また、利用者又は代理人に対して身体拘束の必要性を説明し、文書による同意を得ることとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 その他運営に関する重要事項は次のとおりとする。

1 感染症対策

事業所の感染症対策は次のとおりとする。

- ① 事業所は、利用者の使用する施設・設備について、衛生的な管理に努め又、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- ② 事業所において、感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 針刺し事故等により、職員に利用者の血液・体液の暴露があり、利用者の感染情報がない場合は、その場で採血検査を実施する。

2 事故発生時の対応

当事業における事故発生時の対応は次のとおりとする。

- ① 当事の実施により、事故等が発生した場合はしかるべき処置をした後、速やかに、保険者、利用者の身元引受人ならびに居宅介護支援事業所等に報告するなど、必要な措置を講ずる。
- ② 事故等の発生又は発生の危険性が認められる場合は、報告書等を整備し、再発防止に努めるものとする。

3 業務継続計画の策定等

- ① 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ② 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

4 職員に対するハラスメント

利用者又は家族が、事業所や当事業の従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為〔介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体的暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する・怒鳴る等）、セクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる等）のハラスメント行為を含む〕又、カスタマーハラスメント（優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた過剰な要求等）を行い、従業者の就業環境が害される状態が改善されない場合、文書等で通知することにより、この契約を終了することができる。

この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、きらり健康生活協同組合との協議に基づいて定めるものとする。

附則	この規程は、平成20年	4月	1日から施行する
	この規程は、平成20年	6月	1日から施行する
	この規程は、平成22年	8月	1日から施行する
	この規程は、平成24年	10月	1日から施行する
	この規程は、平成25年	7月	1日から施行する
	この規程は、平成25年	9月	1日から施行する
	この規程は、平成26年	4月	1日から施行する
	この規程は、平成27年	4月	1日から施行する
	この規程規、平成27年	8月	1日から施行する
	この規程は、平成28年	1月	1日から施行する
	この規程は、平成28年	4月	1日から施行する
	この規程は、平成30年	4月	1日から施行する
	この規程は、平成31年	4月	1日から施行する
	この規程は、2019年	10月	1日から施行する
	この規程は、2021年	4月	1日から施行する

この規程は、2024年	6月	1日から施行する
この規程は、2024年	9月	1日から施行する
この規程は、2024年	10月	1日から施行する